

高校生等教育給付金（県立）

令和5年度 家計急変世帯に対する給付

◎制度の概要

岡山県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる低所得世帯に対し、受講料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の「高校生等教育給付金」を給付します。

自己の責めに帰する理由によらない事象により、家計が急変し保護者等の収入が激減した世帯を対象とします。

◎対象となる方……申請日において次の資格をすべて満たす世帯

- 保護者等が岡山県内に居住している世帯
(保護者等のいずれかが海外に居住している場合、及び生徒が児童入所施設入所中の場合は除く。)
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯^(※1)
- 生活保護方法の規定による生業扶助が行われていない世帯

※1 所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（この例に該当しない場合は各校へお問い合わせください）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,043,000 円未満	2,215,000 円未満	2,715,000 円未満	3,215,000 円未満	3,700,000 円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

◎支給決定方法、必要書類

○家計急変の発生事由を証明する書類等^(※2)により、家計急変発生後の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

※2(必要書類):①家計急変の発生事由を証明する書類(雇用保険受給資格者証、廃業等届出等)、②家計急変前後の収入を証明する書類(最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書、税理士作成証明書類等)、③保護者等の扶養親族の人数・年齢確認書類(扶養親族分の健康保険証の写し等)④保護者等全員分の住民票が必要です。

◎申請時期……家計急変後、随時

◎申請方法

○上記の資格を全て満たす世帯は、通信制事務室で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書書類等^(※2)とともに持参により提出してください。

◎申請書類提出先……通信制事務室

◎給付額等

世帯種別	給付金額
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	50,500 円

- ・申請は1回です
- ・返済は不要です
- ・令和5年度の住民税所得割が非課税の世帯は、従前通り9月頃にご案内します

○審査が終了次第、通知により支給日等をお知らせいたします。

○7月2日以降の申請の場合は、給付額は申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表のものと異なります。

◆問い合わせ先

操山高校通信制事務室(☎086-272-2040)